

風致地区内行為許可申請の手引き



東村山市まちづくり部都市計画課

風致地区内における建築等行為の許可申請

東村山市の風致地区は、昭和37年に北山風致地区（諏訪町）、約56ha（第1種：約35ha、第2種：約21ha）が指定されています。

この風致地区内で建築物等の建築行為等をする場合は、「東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の定めによる許可申請が必要となります。

条例では、風致地区を第一種風致地区と第二種風致地区に区分して指定しており、許可基準を適正かつ公平に運用するための「許可の審査基準」を定めています。

※風致地区区域については、東村山市まちづくり部都市計画課でご確認ください。

許可を要する行為

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- (2) 建築物等の色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取
- (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

※都市計画事業の施行として行う行為、非常災害のため必要な応急措置を行う行為、軽易な行為等、許可を要しない行為、また、公共公益事業等の法令に基づく行為など適用除外行為があります。

判断が難しい場合は、行為を行う前にご相談してください。

許可の基準

- (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転する場合の主な規制内容

種 類		第一種風致地区	第二種風致地区
イ	建ぺい率	20%以下	40%以下
ロ	壁面後退距離	道路側	2.0m以上
		上記以外	1.5m以上
ハ	最高の高さ	10m以下	15m以下
ニ	位置、形態及び意匠	1. 敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。「意匠」のうち、色彩については【マンセル値による色彩の基準】の値を標準とする。	
ホ	ただし書の要件	1. 風致の維持に有効な措置が行なわれることが確実に認められること 2. 敷地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すると認められること	

- 一定の要件を充たしている場合は、緑化を条件に緩和が認められています。
※規制内容の緩和については、事前相談が必要となりますので、担当にご確認ください。
- 壁面後退距離は、道路境界線及び敷地境界線から建築面積に算入される柱又は外壁までの最短距離の有効寸法となります。
- 最高の高さは、平均地盤面から計測する建築基準法の最高高さです。
その他の工作物については、次のとおりです。
- ゴルフフェンス、搭等の高さは30m以内としてください。
- 広告物又は看板等の特殊な用途を有するものにあつては、できるだけその面積を少なくするなど風致の維持に努めること。

(2) 建築物等の色彩の変更

建築物等の色彩は、色相、明度及び彩度の値をできるかぎり下げて、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。

原則として、下表のマンセル値を標準とします。

なお、下表の値を複数色同時に採用することにより、周辺の風致と不調和となる色彩の採用は避けるものとする。

[マンセル値による色彩の基準]

色相 (色合い)	明度 (明るさ)	彩度 (鮮やかさ)
0 R (赤) ~ 5. 0 Y (黄) の場合	指定なし	6 以下
その他	指定なし	4 以下

ただし、下記の場合で風致と調和すると認めるときは、この限りでない。

- 建築物等の外壁にアクセントカラーを使用する場合は、当該各立面の見付面積に対して10分の1以下であること。
- 自然素材（木、石、銅板等）が持つ色彩が基調となっている場合。
- 歴史的建築物等の色彩については、当該建築物として通例的に使用される色彩の範囲内であること。

(3) 宅地の造成等

- 植栽その他必要な措置を行うこと等により、当該変更後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。
- 切土及び盛土は必要最小限に止め、できるだけ建築部分の限定するものであること。
- できるだけ地形に順応した造成等を行うものであること。
- 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 支障木の伐採は必要最小限に止め、現存する植生はできるだけ残存させるものであること。
- 緑化については「東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可の審査基準」第5の緑化基準を遵守すること。
- 擁壁については表面処理（自然石風等）又は植栽により覆い隠すよう努めること。
- 地表の舗装面積は必要最小限に止めること。
- 面積が1 ha を超える宅地造成等で、次の行為を伴わないこと。
 - ・高さ3 mを超えるのりを生ずる切土、盛土。

- ・区域の面積が1 ha を超える森林の風致の維持上、特に必要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採。
- 施行面積が1 ha 以下の造成等で、高さ5 mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと
- 分譲地の造成において、1画地あたりの面積は、100 m²以上となるよう努める。

(4) 水面の埋立て又は干拓

- 次のいずれかに該当し、当該埋立て又は干拓後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。
 - ・湖沼景観への影響を最小限度とし、当該風致地区の風致景観の中核をなす水面の埋立て又は干拓については、原則として認めない。
 - ・残存する水面の水位、水量の変更を伴わないものであること。

(5) 木竹の伐採

- 次のいずれかに該当し、当該伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1 ha を超えないこと。
 - ・支障木の伐採は必要最小限に止め、現存する植生はできるだけ残存させるものであること。特に、生垣若しくは高木・低木の密植等列状又は面的に風致を形成しているものは、極力残存させるものであること。
 - ・保存樹木等周辺風致の維持に有効と認められる大径の高木については、極力残存させるものであること。
 - ・伐採したあとは、積極的に修景植栽を行うこと。
 - ・緑化については「東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可の審査基準」第5の緑化基準を遵守すること。
 - ・1,000 m²以上の一団の樹林地がある場合は、50%以上を残存させること。

(6) 土石の類の採取

- 次のいずれかに該当し、当該採取の方法が、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
 - ・採取方法は、できるだけ坑道掘りによること。
 - ・採取による地表の崩壊又は陥落の防止策及び汚濁水の処理の対策を施すこと。

(7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- 次のいずれかに該当し、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
 - ・高さは3 m以内であること。
 - ・堆積面積は最小限としていること。
 - ・緑化については「東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可の審査基準」第5の緑化基準を遵守すること。

※風致地区区域内のA,B,C,Dの各地域については、都市計画課でご確認ください。

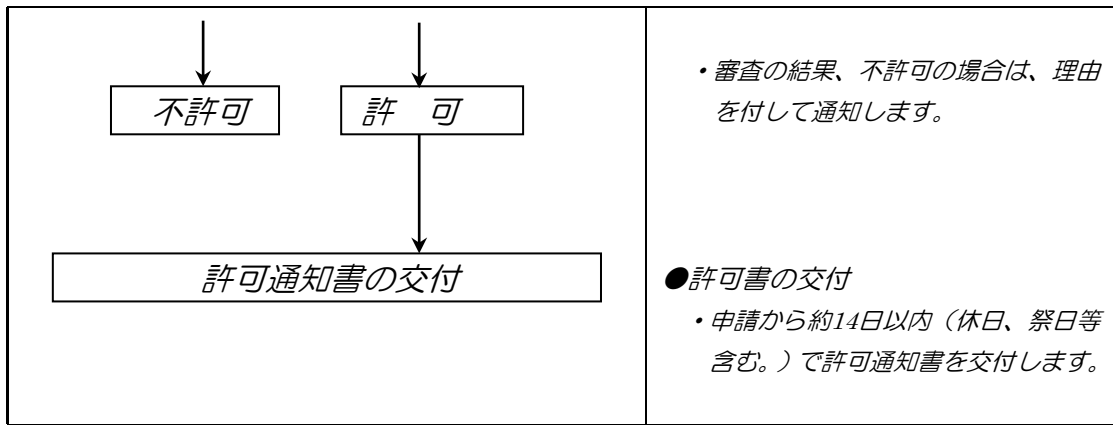
許可申請の手続き

1 申請時期

この申請は建築等の行為を行う前に行なってください。

2 手続きの流れ

フロー	備考
<pre> graph TD A[事前調査 計画の立案] --> B[事前相談書の提出] B --> C[審査] C --> D[結果通知] D --> E[許可が必要] D --> F[許可不要] E --> G[許可申請図書の作成] G --> H[行為許可申請] H --> I[審査] I --> J[] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ●事前調査 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の行為を行う場所が風致地区の区域内か。 ・許可が必要な行為か。 ・行為の許可が必要な場合は、計画を立案し、都市計画課に計画案の提示。 ●事前相談書 <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区事前相談書（参考様式）に案内図・実測図・計画図などを添付し、提出してください。（提出部数は1部です） ※提出の際は、事前に風致地区担当にご連絡ください。 ・申請図書の作成を行う際、留意事項をご確認ください。 ●行為許可申請 <ul style="list-style-type: none"> ・行為許可申請書は正本・副本各1部提出してください。 ・行為許可申請書の添付図書については、「申請に必要な図書」を参照してください。 ●審査 <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容について、書類審査をします。審査期間は約10日（土日・祝祭日を含む）



3 許可申請に必要な書類・図面等

○風致地区内行為許可申請書（第1号様式）

計画書 次表の行為の区分による計画書（第2～第9号様式）

委任状（参考様式）

※申請を委任される方は、委任状を添えて提出してください。

添付図面 次表の行為の区分による図面の種類

許可申請に必要な添付図面一覧

行為の区分	様式の種類	図面の種類	図面に明示すべき事項
(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転	第2号様式	付近見取図 (2,500分の1以上)	縮尺、方位、施行箇所、道路及び目標となる地物
		敷地求積図 (300分の1以上)	敷地面積の求積に必要な各部分の寸法及び算式
		建築面積求積図(300分の1以上)	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		配置図(300分の1以上)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、既存建築物との別、土地の高低、擁壁各部の高さ、敷地に接する道路の位置及び幅員、既存樹木の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数を記入し、植栽部分を着色すること。）
		各階平面図 (200分の1以上)	縮尺、方位及び間取り
		立面図(200分の1以上)	縮尺、開口部の位置、軒、ひさし及び建築物の各部分の高さ（4面を原則とし、着色すること。）
		仕上表	建築物の外部の仕上げ材料の種類

			別、仕様及び色名
		緑化計画図 (300分の1以上)	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び植栽区分並びに緑化率計算書
		現況カラー写真	行為地全体とその周辺の状況 (現況図に撮影方向を表示すること。)
(1-2) 工作物の 新築、改築、増築又は移転	第3号様式	付近見取図	(1)と同じ
		配置図(300分の1以上)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、既存建築物との別、土地の高低、擁壁各部の高さ、敷地に接する道路の位置及び幅員、既存樹木の位置及び植栽計画(木竹の位置、樹種、樹高及び本数を記入し、植栽部分を着色すること。)
		平面図及び横断面図(200分の1以上)	縮尺、主要部材の材料の種別及び寸法
		側面図及び縦断面図(200分の1以上)	縮尺、工作物の高さ、主要部材の材料の種別及び寸法(4面を原則とし、着色すること。)
		仕上げ表	工作物の外部の仕上げ材料の種別、仕様及び色名
		緑化計画図 (300分の1以上)	(1)と同じ
		現況カラー写真	(1)と同じ
		(2) 建築物の色彩 の変更	第4号様式
配置図	(1)と同じ		
立面図	(1)と同じ		
仕上表	(1)と同じ		
緑化計画図	(1)と同じ		
現況カラー写真	(1)と同じ		
(2-2) 工作物の 色彩の変更	第4号様式	付近見取図	(1)と同じ
		配置図	(1)と同じ
		側面図及び縦断面図	(1-2)と同じ
		仕上表	(1)と同じ
		緑化計画図	(1)と同じ
		現況カラー写真	(1)と同じ
(3) 宅地の造成等 (4) 水面の埋立て	第5号様式	付近見取図	(1)と同じ
	第6号様式	求積図(300分)	行為に係る土地の区域の面積の

又は干拓		の 1 以上)	求積に必要な区域の各部分の寸法及び算出
		現況図(300 分の 1 以上)	縮尺、方位、行為に係る土地の区域の境界線及び地形
		土地利用計画図(300 分の 1 以上)	縮尺、方位、土地利用、行為に係る土地の区域の境界線、既存の木竹の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数を記入し、植栽部分を着色とすること。）
		造成計画平面図(300 分の 1 以上)	縮尺、方位、行為に係る土地の区域の境界線及び切土又は盛土をする土地の部分（切土又は盛土部分を着色すること。）
		造成計画断面図(300 分の 1 以上)	縮尺及び切土又は盛土をする前後の地盤面（切土又は盛土部分を着色すること。）
		緑化計画図	(1) と同じ
		現況カラー写真	(1) と同じ
(5) 木竹の伐採	第 7 号様式	付近見取図	(1) と同じ
		現況図	(3) と同じ
		計画平面図(300 分の 1 以上)	縮尺、方位、行為に係る土地の区域の境界線、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置（木竹の位置、樹種、樹高及び本数を記入し、植栽部分を着色すること。）
		緑化計画図	(1) と同じ
		現況カラー写真	(1) と同じ
(6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	第 8 号様式	付近見取図	(1) と同じ
		求積図	(3) と同じ
	第 9 号様式	現況図	(3) と同じ
		計画平面図	(5) と同じ
		縦横断面図(300 分の 1 以上)	縮尺及び土石の類の採取をする前後の地盤面又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積の高さ
		緑化計画図	(1) と同じ
		現況カラー写真	(1) と同じ

(注) なお、必要に応じて、上記以外の図面を添付していただく場合がありますので、都市計画課開発指導係にお問い合わせください。

- 4 着手届の届出（届出部数は、正本1部・副本1部）

風致地区内行為許可を受けた行為を着手したとき、速やか（1週間以内）に必要書類を添えて風致地区内行為着手届（参考様式）を提出してください。また、現地には道路上より見やすい場所に、風致地区内行為許可標識（参考様式）を設置してください。
- 5 変更申請書の提出（提出部数は、正本1部・副本1部）

許可後に変更が生じたときは、次の手続きが必要です。

 - 許可を受けた基準内で変更するときは、風致地区内行為許可変更申請書（第12号様式）の提出が必要です。
 - 許可を受けた基準を超えて変更するときは、既許可の風致地区内行為（中止・廃止）届出書（第17号様式）を提出したうえで変更後の新たな許可申請が必要です。
- 6 住所等変更届出書の届出（届出部数は、正本1部・副本1部）

許可後に変更が生じた場合は、次の手続きが必要です。

 - 住所または氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、風致地区内行為住所等変更届出書（第18号様式）にその事実を証する書類を添えて、速やかな届け出が必要です。
- 7 地位承継届出書の届出（届出部数は、正本1部・副本1部）

許可後に変更が生じた場合は、次の手続きが必要です。

 - 当該許可に基づく地位を承継した相続人、その他の一般承継人は、風致地区内行為地位承継届出書（第19号様式）に承継があったことを証する書類を添えて、速やかな届け出が必要です。
- 8 完了届の届出（届出部数は、正本1部・副本1部）

風致地区内行為許可を受けた行為が完了したときは、速やか（1カ月以内）に必要書類を添えて風致地区内行為完了届（第20号様式）を提出してください（完了届には、植栽状況がわかる写真を添付してください。）。現地を確認し、許可内容と異なっている場合は、是正していただくことになります。

第1号様式（第2条）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

（申請先）東村山市長

申請者 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()
 代理人 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()

（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

風致地区内における行為の許可を受けたいので、東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

風致地区の名称 及び種類	風致地区・第 種	
行為の種類		
行為地	東村山市	
行為の期間	着工予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
工事施行者	住 所	
	氏名・名称	
	電 話 番 号	
そ の 他		

備考 1 その他の欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定による届出、申請等の有無その他必要な事項を記入してください。

2 申請手続きを代理人が行う場合は、申請者の委任状を添付してください。

第2号様式（第2条、第5条、第6条）
建築物計画書

敷地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()					
敷地の形状	(1) 自然地 (2) 造成地 (3) 水面の埋立地 (4) その他 ()					
敷地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地 (4) その他 ()					
現況の概要 (土地の傾斜の有無及び周辺の地盤との関係(高低その他))						
工事種別	(1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転					
工種種別	(1) 地上 (2) 地下 (3) 仮設					
仮設の場合の設置期間						
既存建築物の高さ、床面積及び構造						
用途						
建築物が地面と接する位置の高低差	メートル					
構造	構造					
	高さ	地上	メートル	階数	地上	階
敷地面積	平方メートル					
建築面積	平方メートル					
延べ床面積	申請部分	平方メートル		申請以外の部分	平方メートル	
建ぺい率	建築面積/敷地面積×100			%		
壁面から敷地境界線までの距離	道路に接する部分	メートル		その他の部分	メートル	
建築物の意匠	屋根	材質等			色彩	()
	外壁	仕上げ			色彩	()
	その他	材質等			色彩	()
木竹の植栽計画及び既存の木竹の処理方法						
その他						

備考 1 構造欄のうち高さについては、地盤面の高さを記入してください。
2 色彩欄の()内にはマンセル値を記載し、新たに建築する部分の色彩判定資料（日本塗装工業会の色見本帳の色票番号等）を添付してください。

第3号様式（第2条、第5条、第6条）

工作物計画書

敷地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()
敷地の形状	(1) 自然地 (2) 造成地 (3) 水面の埋立地 (4) その他 ()
敷地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地 (4) その他 ()
現況の概要 (土地の傾斜の有無及び周辺の地盤との関係(高低その他))	
敷地面積	平方メートル
用途	
工事種別	(1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転
	(1) 地上 (2) 仮設
構造	
規模	
色彩	()
仮設物の設置期間	
跡地の処理方法	
木竹の植栽計画及び既存の木竹の処理方法	
その他	

備考 色彩欄の () 内にはマンセル値を記載し、新たに建築する部分の色彩判定資料（日本塗装工業会の色見本帳の色票番号等）を添付してください。

第4号様式（第2条、第5条、第6条）

建築物等の色彩変更計画書

建築物等の種類	(1) 建築物 (2) 工作物（建築物を除く。）		
建築物等の許可	許可年月日	年 月 日	
	許可番号		
色彩を変更する部分		高さ	地上メートル
		面積	平方メートル
実施箇所			
現在の色彩	()		
変更後の色彩	()		
材料の種類			
塗料の種類			
その他			

- 備考 1 複数の色彩の変更がある場合には、変更部分ごとの色彩を記載してください。
- 2 () 内には、マンセル値を記載してください。
- 3 現況写真及び変更予定の色彩判定資料（日本塗料工業会の色見本帳の色票番号等）を添付してください。

第5号様式（第2条、第5条、第6条）

宅地の造成等計画書

行為地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()	
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地 (4) その他 ()	
現況の概要 (土地の傾斜の有無及び周辺の地盤との関係(高低その他))		
用 途		
面 積	土地面積	平方メートル
	行為面積	平方メートル
行為の内容 (切土、盛土の別)		
生ずるのり面の最高の高さ	メートル	
残土処理の方法及び搬出先		
跡地の処理方法		
木竹の有無及び既存木竹の処理方法		
そ の 他		

第6号様式（第2条、第5条、第6条）

水面埋立て計画書

行為地の地目	(1) 池沼 (2) ため池 (3) その他 ()	
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地 (4) その他 ()	
周囲の現況		
面積	土地面積	平方メートル
	行為面積	平方メートル
行為の目的		
施工方法		
跡地の処理方法		
その他		

第7号様式（第2条、第5条、第6条）

木竹伐採計画書

行為地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()					
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地 (4) その他 ()					
現況の概要	林種				林相	
	樹齢	約	年	疎密度	隣接地 の現況	
	林齢	約	年			
行為の目的						
伐採方法（皆伐、択伐、間伐等の別）					伐採率	
伐採木又は主要伐採林の形質	樹齢	約	年	樹高	メートル	
	数量	本				
伐採面積	平方メートル					
跡地の処理方法						
その他						

- 備考 1 林種の欄には、人工林、天然林等の区分を記載して下さい。
2 林相の欄には、森林の形態、様相（樹種、高木、低木等の区分）を記載して下さい

第8号様式（第2条、第5条、第6条）

土石の類の採取計画書

行為地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()	
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地 (4) その他 ()	
現況の概要 (土地の傾斜の有無及び周辺の地盤との関係(高低、土質その他))		
採取の目的		
採取面積	平方メートル	
採取土石類の種類		
採取方法		
運搬方法		
採取量	立方メートル	
跡地の処理方法		
木竹の有無及び既存木竹の処理方法		
木竹の種類及び本数	種類	
	本数	本
その他		

備考 その他の欄には、埋戻しのために必要な土砂等の採取場所その他必要な事項を記入してください。

第9号様式（第2条、第5条、第6条）

土石類等堆積計画書

行為地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()	
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地 (4) その他 ()	
現況の概要 (土地の傾斜の有無 及び周辺の地盤との 関係(高低その他))		
堆積の目的		
堆積面積及び 高さ	面積	平方メートル
	高さ	メートル
堆積土石類 等の種類	(1) 土石 (2) 廃棄物 (3) 再生資源 (4) その他 ()	
堆積方法		
堆積量	立方メートル	
跡地の処理方法		
木竹の有無及び既存 木竹の処理方法		
木竹の種類及び本数	種類	
	本数	本
その他		

備考 その他の欄には、堆積のために必要な土砂等の堆積場所その他必要な事項を記入してください。

第12号様式（第4条）

年 月 日

（申請先）東村山市長

申請者 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()
 代理人 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()

（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

風致地区内行為許可変更申請書

風致地区内における行為の変更の許可を受けたいので、東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

風致地区の名称及び種類	風致地区・第 種		
許可番号	第 号		
許可年月日	年 月 日		
行為地	東村山市		
許可を受けた行為の種類			
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更理由			

- 備考 1 変更前、変更後の図面等を添付して提出すること。
 2 申請手続きを代理人が行う場合は、申請者の委任状を添付してください。

17号様式（第7条）

年 月 日

（届出先）東村山市長

届出者 住所
 氏名 () 印
 電話 ()
 代理人 住所
 氏名 () 印
 電話 ()

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

風致地区内行為（中止・廃止）届出書

風致地区内における行為について、（中止・廃止）したので、東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

風致地区の名称及び種類	風致地区・第 種
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
行為地	東村山市
許可を受けた行為の種類	
行為(中止・廃止)年月日	年 月 日
理由(中止・廃止)	

第18号様式（第8条）

年 月 日

（届出先）東村山市長

届出者 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()
 代理人 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

風致地区内行為住所等変更届出書

住所等の変更が生じたので、東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

風致地区の名称 及び種類	風致地区・第 種	
許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
行為地	東村山市	
許可を受けた 行為の種類		
変更事項		
変更内容	新	
	旧	
理由		

第19号様式（第9条）

年 月 日

（届出先）東村山市長

届出者 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()
 代理人 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()

（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

風致地区内行為地位承継届出書

風致地区内における行為の許可を受けた者の地位を承継したので、東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

風致地区の名称及び種類	風致地区・第 種	
許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
行為地	東村山市	
許可を受けた行為の種類		
許可承継年月日	年 月 日	
被承継人の住所及び氏名 （法人の場合は事務所 の所在地、名称及び代表 者の氏名）	住所	
	氏名	
承継の原因		

第20号様式（第10条）

年 月 日

（届出先）東村山市長

届出者 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()
 代理人 住所
 氏名 ⑩
 電話 ()

（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

風致地区内行為完了届

風致地区内における行為が完了したので、東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

備考 完了写真を添付してください。

風致地区の名称及び種類	風致地区・第 種
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
行為地	東村山市
許可を受けた行為の種類	
行為完了年月日	年 月 日
その他	

参考様式

年度		番号		
----	--	----	--	--

風致地区事前相談書

東村山市まちづくり部都市計画課

相談年月日	平成 年 月 日			
事業場所	東村山市 町 丁目 番 住宅地図P.			
相談種別	1. 建築物等の新築、改築、増築又は移転、2. 建築物等の色彩の変更、3. 宅地の造成等、4. 水面の埋め立て又は干拓、5. 木材の伐採、6. 土石の類の採取、7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積			
相談者	住所			
	氏名 担当者			
	電話 FAX			
事業主	住所			
	氏名			
	電話			
土地所有者	住所			
	氏名			
	電話			
敷地面積、地目	m ²	畑、宅地、山林、雑種地、()		
地区地域	用途地域			
	建ぺい率	%	容積率 %	
	高度地区	防火指定		
都市計画街路	無/有	東 . . 号線	幅員 m	
宅地造成区画	区画 最大	. m ² ~最小	. m ²	
接続先道路 (前面道路)	市・私・開発・位置指定	道 第 号線	幅員 m	
	市・私・開発・位置指定	道 第 号線	幅員 m	
建築物概要	棟数 棟	階数 階	高さ m	構造
	建築面積 m ²		延べ面積 m ²	
	建ぺい率 %		容積率 %	
	建物用途		共同住宅の場合	戸
	業種業態		ワンルーム戸数	戸

※添付図書 □案内図 □実測図 □計画図 (配置平面図・立面図など)

参考様式

年 月 日

(届出先) 東村山市長

届出者 住所
氏名 ⑩
電話 ()
代理人 住所
氏名 ⑩
電話 ()

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

風致地区内行為着手届

風致地区内における行為に着手したので、下記のとおり届け出ます。

風致地区の名称 及び種類	北山風致地区・第 種
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
行為地	東村山市
許可を受けた行為の種類	
行為完了年月日	年 月 日
その他	

添付書類 (1) 事業工程表 (2) 資材搬入車両経路図
※正1部、副2部

参考様式

風致地区内行為許可標識	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日
	第 号
行為者の住所及び氏名	
行 為 地	
行 為 の 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 現 場 管 理 者	住 所
	氏 名
	連 絡 先

規格 縦45センチメートル以上 横50センチメートル以上)

参考様式

年 月 日

(届出先) 東村山市長

届出者 住所
氏名 ⑩
電話 ()
代理人 住所
氏名 ⑩
電話 ()

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

委 任 状

私は、上記の者を代理人として、「東村山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」第3条の規定に基づく「許可申請の手続き」に関する一切の権限を委任します。

お問合せ先

東村山市 まちづくり部 都市計画課

Tel 042-393-5111 (内線2712・2713)

EML toshikeikaku@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

URL <https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>